令和7年度放課後児童クラブ利用者負担軽減対策補助金の申請受付について

（お知らせ）

※このお知らせは令和７年度に児童クラブを利用された全世帯に配布しております

低所得者等の負担軽減を図るために、「舞鶴市放課後児童健全育成事業利用者負担軽減対策補助金交付要綱」に基づき、対象者に対して補助金を交付いたします。
下記に該当されます方は、次のとおり申請書等をご提出ください。

舞鶴市健康・こども部子育て応援課【電話：66-1008】

１．対 象 者

放課後児童クラブを利用期間中に、**生活保護を受給していた世帯**または**令和７年度の市民税が非課税である世帯**。

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の適用を受けておられる世帯も対象となります。

２．対象期間

令和７年４月１日～令和８年３月３１日までの放課後児童クラブ利用期間

３．受付期間

令和８年３月５日（木）～３月２３日（月）（土・日・祝を除く）

受付時間：９：００～１６：３０ ⚠開庁時間が変更になっています。ご注意ください。

※期間外受付・郵送受付はできません。
やむをえない事情等で窓口に提出できない場合は早めにご相談ください。
補助金の交付は４月下旬の予定です。

４．提 出 先

舞鶴市健康・こども部子育て応援課（市役所別館１階）
※西支所では受付を行いません。ご注意ください。

５．提出書類

①補助金申請書（振込先口座欄入り）
②児童クラブの領収書または領収書に代わるもの（集金袋のコピーなど）
※３月に児童クラブを利用される方は、３月分の負担金を支払ってから申請ください
③同意書
④生活保護受給証明書（生活保護世帯のみ）

（なお、市民税非課税対象の方で令和7年1月1日以降に舞鶴市に転入された方は令和7年1月1日時点の住所地の非課税証明を添付してください。また、中国残留邦人等の自立支援等の法律の適用を受けておられる世帯は、適用の状況が明らかとなる書類を添付してください。）

６．補助金額

★生活保護受給世帯等（中国残留邦人等の世帯を含む）
生活保護を受けていた期間における令和７年度分の放課後児童クラブの利用者負担額の全額

★市民税非課税の世帯
令和７年度分の利用者負担額の２分の１の額
※おやつ代や保険料等は補助対象外

利用月	5、6、9、10、11、2月	12、1月	3、4、7月	8月
金　額	5,000円	6,000円	7,000円	9,000円